

御社の厚生年金基金は 大丈夫ですか？



木村幸生
(株)ちばぜん総合研究所
経営コンサル第二部
主任コンサルタント

基金の現状

厚生年金基金（以下、基金という）は、ピーク時には全国で1,883あったが、バブル崩壊後の運用悪化により、大企業が有する基金を中心に減少し続け、現在534近くとなっている。現存する多くは、中小企業が共同で運営する「総合型基金」であり、各企業の利害が絡み合意形成が難しいため取り残されてきた。

そうした中、近年発生した基金を巡るさまざまな不祥事件を契機に、深刻な財政状況やずさんな管理体制が顕在化し、早期解散を促す改正厚年法がこの4月より施行され、約9割の基金は、5年以内に解散せざるをえない見通しとなった。

加入企業のリスク

基金が解散した場合、多くの加入企業が財務面および人事労務面において想定外の影響を受けるリスクが高い。

まず、財務面では、解散時に代行部分の積立不足があれば、必ず

企業が補填して国に返上しなければならない。また、上乘せ部分に積立不足があれば、退職したOBや従業員が不利益を被らないように、企業が何らかの補填や新しい企業年金の導入等、代替措置に向けた努力をしていくことが求められる。そのため、不足分の補填に伴う特別損失の計上や新たな費用負担等により、大きく財務面が悪化する恐れがある。

次に、人事労務面では、上乘せ部分の給付について、年金法令上は廃止が可能であるものの、退職したOBや従業員に説明し、理解を得るための何らかの代替措置（図表）を設けることが、OBとのトラブル回避や従業員のモチベーション維持のためにも必要となってくるであろう。

今、経営者がなすべきこと

そこで、加入企業の経営者においては、下記について早急に確認し、対応すべきである。

- ①基金の今後の方向性
- ②基金の財政状況（特に最低責任

準備金の積立率に注目)

- ③現時点で解散した場合の自社の納付額（基金事務局に照会）
- ④③の資金調達手段（内部留保内か、社外調達が必要か）
- ⑤解散まで待つか、任意脱退するかを選択

なお、5年以内に解散した場合は、納付額の軽減や納付期間の延長など特例が適用されるが、任意脱退した場合は、自社の不足分相当を一括納付しなければならない。さらに脱退後の業界活動や本業取引の影響も考慮しなければならない。

今後は、基金のホームページ、「基金だより」等の定期刊行物、基金事務局への電話照会等、あらゆる方法により、厚生労働省に解散が認可されるまで適宜情報を入手していくことが重要である。

すでに解散決議した基金では、受託機関による手続きが始まっているが、2～3年を要すると聞いており、さらなる長期化も予測されることから、法施行後5年の特例適用期間内に解散が認可されるか、スケジュールにも注意が必要である。

5年は長いようで実は短い。前述したように、企業内の検討事項が多岐にわたり、しかも複雑であることから、外部の専門家や経営コンサルタントの活用も有効である。いずれにせよ、加入企業の経営者の方々は、早急に着手して自社への影響を最小限に収めてほしい。

図表 基金が解散する場合

